答 申 第 3 4 3 号 平成23年7月15日

千葉県公安委員会 委員長 伊藤 賢二 様

> 千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

審査請求に対する裁決について(答申)

平成21年12月16日付け公委(交規)発第411号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成21年1月22日付けで審査請求人から提起された、平成20年10月29日付け 市川警発第494号、495号及び交規発第781号で行った行政文書部分開示決定に係 る審査請求に対する裁決について 答申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成20年10月29日付け市 川警発第494号で行った行政文書部分開示決定(以下「本件決定1」という。)に より不開示とした部分のうち、交通事故発生月日に係る部分は開示すべきである。 実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が、本件決定1、平成20年10月29日付け市川警発第495号で行った行政文書部分開示決定(以下「本件決定2」という。)及び平成20年10月29日付け交規発第781号で行った行政文書部分開示決定(以下「本件決定3」といい、「本件決定1」から「本件決定3」までを併せて以下「本件決定」という。)を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。) 第8条第2号及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則(平成17年千葉県規則第66号。以下「警察職員規則」という。)は、行政情報を原則非公開とする条文で原則公開を本旨とする条例上、特異な条文である。

警察職員規則が、「原則非公開」になっていることに疑義を抱き、説明を求めている開示請求者に対し、条文だけの不開示理由説明は違法である。

- (2) 非公開処分になった警察官の氏名に関する2008年11月28日等(同年12月8日頃の電話による詳細な説明を含む)の公開手続時の非公開処分の説明は、合法性を装った誤った説明である。
- (3) 警察の都合では、警察官の氏名を公表することもあるが、行政文書開示請求には 例外なく、不備な条例規則を盾に「原則非公開」を、説明なしに強行する。ただし、 市町村等の行政機関に対しては、その場の御都合主義で対応し、県警統一の公開手 続きは存在しない。このような現状は、対応そのものからして、違法である。
- (4) 実施機関は、本件決定に係る行政文書部分開示決定通知書の開示しない理由欄で「千葉県情報公開条例第8条第2号及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則に該当」と処分の根拠になる条例・警察職員規則を明示し、さらに理由説明として「決裁欄の警部補以下の警察官又は同相当職の警察官以外の警察職員の印影、欄外及び『設計者』欄の警部補以下の警察官の氏名は、千葉県情報公開条例第8条第2号ハの規則で定める警察職員に該当するため」と「条文」そのままの違法な理由説明を行った。条文の記載では、審査請求の権利行使に支障を来す。

条文の適用のみを論拠に、非開示の具体的な判断をせずに非開示決定を行った。

(5) 県民の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の権利行使を妨げている。

- (6) 条例・警察職員規則のどこにも、警察官の氏名を原則非公開とする理由・説明がない。このようないい加減な規則制定が、現行のお寒い運用をじゃっ起する。
 - 制定・理由が不明だから運用基準が体を成さなくなる。規則制定能力の弱体化と言わざるを得ない。今後、警察職員規則の適法・適正化は必要ではないだろうか。
- (7) 実施機関の理由説明書は、「条例・警察職員規則」が存在しているということを 指摘しているだけなので、審査請求人側とは大きな認識のズレはなく争点もない。 あるのは立場の違いと自己の都合の良い主張をやや大げさに書き立てている表現の 違いだけである。

審査請求人としては、「理由説明書が無意味で無駄な主張」を加えていただければ、処分庁が条例・警察職員規則を機械的に適用し、「原則非開示の立場」で、本件決定を行ったという処分庁の主張と、基本的な相違はなく、結論が、真逆になっているだけである。

(8) 現行の条例・警察職員規則がある限り、個別具体的な非開示判断を行うことができず、法的にも、手続き的にも、「警察官の氏名を原則非公開」とする違法処分を繰り返さざるをえない。

よって、違法な条例・警察職員規則を改正していく第一歩として、「警察官の氏名等の開示」を求める千葉県情報公開審査会の答申を求める。

- 第3 千葉県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)の説明要旨 諮問実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。
 - 1 開示請求について
 - (1) 審査請求人は、平成20年9月1日付けで行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「市川警察へ現在まで、地元住民等から市川市堀之内3丁目5のユアー北国分前交差点(以下「本件交差点」という。)に信号機を設置することを要望した件数(5年間)と、その内容(5年間分)を示す行政文書の開示を求める(申請人本人の要望を含む)。なお、要望者が提出されていた場合は、すべての要望書の開示を求める。その際起案・決裁・供覧等の行政文書の開示を求める。」とする行政文書開示請求(以下「本件請求1」という。)及び「『本件交差点』東隣の『堀之内3丁目5交差点<信号機市川258号>』に信号機の設置された経緯を記載した行政文書の開示を求める。(要望書と計画書、予算書と、それぞれの起案決裁文書を含むすべての文書。)」とする行政文書開示請求(以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて以下「本件請求」という。)を行った。
 - (2) 後日、審査請求人は、本件請求1について、本件交差点に限定せず、平成18年以降市川警察署管内におけるすべての要望書として補正を行った。
 - 2 本件決定に係る対象文書の特定について
 - (1) 本件決定1について

実施機関は、本件請求1に係る行政文書のうち、地域住民、市川市及び道路管理者から信号機設置を要望する文書で市川警察署で保有する下記アないしケの文書 (以下「本件文書1」という。)を特定している。

- ア 押しボタン式信号機の設置要望について(進達)市川第 20060208-0097 号
- イ 一般県道船橋行徳線 道路改良事業に伴う信号機設置について(依頼)
- ウ 信号機並びに横断歩道の設置要望について
- エ 押しボタン式信号機の新設要望について(進達)市川第 20061027-0155 号
- オ 信号機設置要望依頼について(平成18年12月11日起案分)
- カ 信号機設置要望依頼について(平成18年12月12日起案分)
- キ 横断歩道及び押しボタン式信号機の設置について(進達)
- ク 市川市原木4丁目8番地先への信号機設置要望について
- ケ 交通安全施設の設置について(進達)

(2) 本件決定2について

実施機関は、本件請求2に係る行政文書のうち、小学校や地域住民からの要望を受けた市川市からの信号機設置要望文書及び交通規制課と市川警察署において信号機設置の協議を行い、その結果、新設信号機の選定箇所について管轄する警察署に対し交通規制課長が発出する文書並びに市川警察署長が信号機設置を必要と認めた場合、交通規制課長を経由して実施機関に申請する文書で市川警察署で保有する下記アないしウの文書(以下「本件文書2」という。)を特定している。

- ア 押しボタン式信号機の設置要望について(進達)市川第 20060208-0097 号
- イ 平成19年度新設信号機の設置箇所について(通知)
- ウ 信号機設置申請書

(3) 本件決定3について

実施機関は、本件請求2に係る行政文書のうち、交通規制課と市川警察署において信号機設置の協議を行い、その結果、新設信号機の選定箇所について市川警察署に対し交通規制課長が発出する文書及び交通規制課において信号機設置を決定するに当たり、公安委員会の決裁を受ける文書並びに市川警察署長が信号機設置を必要と認めた場合、交通規制課長を経由して実施機関に申請する文書で交通規制課が保有する下記アないしウの文書(以下「本件文書3」といい、「本件文書1」から「本件文書3」までを併せて以下「本件文書」という。)を特定している。

- ア 平成19年度新設信号機設置箇所について
- イ 交通規制(信号機設置)の実施について
- ウ 信号機設置申請書

3 本件文書の内容

本件文書は、信号機の設置に係る要望書、新設信号機の選定箇所に関し交通規制課長が市川警察署長に発出した文書、信号機新設に関する申請文書及び信号機設置の決裁文書等信号機設置までの経緯を示す行政文書であると認められる。

信号機の設置に係る要望書は、事務手続き上、警察署に申請がなされ、書面により 受理するものとしており、地域住民、自治会、市町村等からのものがほとんどである。

要望を受けた警察署は、交通量等地域の実態調査を行った上、信号機設置の必要性について交通規制課と協議を行う。必要と認めた場合、交通規制課長を経由して、実施機関に申請し、最終的に公安委員会の決裁により設置の決定がなされるものである。

4 決定期間の延長について

本件請求に係る決定に際しては、「開示請求に係る行政文書が多数となり、文書特定及び意見照会を行うなどそのすべてについて期間内に開示決定等をすることが困難である」ことから決定期間の延長通知書を発出している。

- 5 本件決定に係る不開示の理由について
- (1) 本件決定1の理由について

本件文書1は、上記2(1)のとおり「平成18年から市川署で受理した信号機設置にかかる要望書」に該当する計9文書である。

本件文書1に記録されている情報のうち、不開示とした情報の不開示理由は、次のとおりである。

ア 条例第8条第2号及び警察職員規則の該当性について

本件文書1中、不開示とした「決裁欄の係長枠以下の印影」、「起案者の氏名」、「手書き記載下の印影」、「打合せ・協議記録簿の出席者欄の規制課側の氏名」は、警部補以下の警察官又は同相当職以下の職にある警察官以外の警察職員の氏名又は印影(以下「警部補以下の氏名等」という。)であり、警察職員規則により条例第8条第2号ただし書ハから除かれている警察職員の氏名に該当するため当該箇所を不開示とした。

イ 条例第8条第2号の該当性について

に把握される。

- (ア) 上記2(1)カ、ク及びケの行政文書中の信号機設置要望に係る「陳情者代表及び署名者の氏名及び住所」は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため、当該箇所を不開示とした。
- (4) 上記2(1)キの「写真に撮影されている車両の登録番号」について、道路 運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条の規定により、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならないとされている。 登録を受けていない自動車の登録を申請すると登録番号が定められ、自動車登録番号標が交付される。登録番号により個々の自動車の識別が可能となり、また登録上の所有者及び使用者(以下「所有者等」という。)の実態が制度的

自動車登録番号標が認識できる車両の写真は、一定の関係者には当該車両の 所有者等が特定し得る情報であり、登録番号から所有者等の割り出しが可能と いう探偵の広告もある。

また、当該車両の所有者等にとって、個人の私生活に関する情報である自身の車両だと特定できる状態の写真が公になることは予見出来ないことであり、その様な写真を行政機関から一方的に公にすることは、当該個人の権利利益を侵害するおそれがある情報である。

したがって、上記2(1)キの「写真に撮影されている車両の登録番号」は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として当該箇所を不開示とした。

(ウ) 「交通事故発生月日」について、交通事故が発生した場合、実施機関は報道

機関に当該交通事故の情報を提供している。

報道機関は実施機関が提供した情報を基に、報道を行っており、不開示とした「交通事故発生月日」を開示した場合、新聞記事等により、特定の個人が識別される。

報道機関に対する警察の報道発表は、県民への注意喚起による類似被害の防止や事件に関する県民からの情報を得て犯人逮捕につなげるなど、報道機関を通じて県民に知らせる公益上の必要から行っているものであり、正に、警察の責務である公共の安全と秩序の維持を達成することを目的としている。

事件・事故の被疑者など関係者の個人情報の公表は、当然にその限度において、取り扱うこととしており、交通死亡事故の場合には、原則として事故の発生時等に限り関係者の実名、事故の態様等を報道発表している。

報道機関への情報の提供と条例に基づき行政文書に記録されている情報を開示することは、その趣旨・目的を異にするものであり、開示請求制度により被害者等の特定の個人が識別される情報を公にすることは、権利利益の擁護の必要性からも、警察の責務である公共の安全と秩序の維持を達成する目的を超えるものである。

したがって、上記2(1)ケの「交通事故発生月日」は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報として当該箇所を不開示とした。

ウ 条例第8条第3号の該当性について

上記2(1) ウの行政文書中の要望者となる団体代表者の印影は、団体が自ら管理すべき内部管理に属する情報であって、重要書類に使用される印鑑は、団体として記載事項についての履行を確認するという、非常に重要な役割を担っているものであると考えられる。従って公にすることにより、当該団体の事業運営上の地位に不利益を与える情報と認められることから当該箇所を不開示とした。

(2) 本件決定2の理由について

本件決定2に係る行政文書は、上記2(2)アのとおり市川警察署が保有する「『本件交差点』東隣の「堀之内3丁目5交差点〈信号機市川258号〉」に信号機の設置された経緯を記載した行政文書(要望書及び計画書)」に該当する計3文書である。

本件文書2に記録されている情報のうち、不開示とした情報の不開示理由は、次のとおりである。

ア 条例第8条第2号及び警察職員規則該当性について

本件文書2中の「決裁欄の係長以下の印影」、「起案者の氏名」は、警部補以下の氏名等であり、条例第8条第2号及び警察職員規則によって不開示とされる警察職員の氏名に該当するため当該箇所を不開示とした。

(3) 本件決定3の理由について

本件決定3に係る行政文書は、上記2(2)イのとおり、交通規制課が保有する「『本件交差点』東隣の『堀之内3丁目5交差点〈信号機市川258号〉』に信号

機の設置された経緯を記載した行政文書(計画書)」に該当する計3文書である。 本件文書3に記録されている情報のうち、不開示とした情報の不開示理由は、次のとおりである。

ア 条例第8条第2号及び警察職員規則の該当性について

本件文書3中の「決裁欄の係長枠以下の印影」、「起案者の氏名」、「設計書の氏名」は、警部補以下の氏名等であり、条例第8条第2号及び警察職員規則によって不開示とされる警察職員の氏名に該当するため当該箇所を不開示とした。

イ 条例第8条第2号の該当性について

上記2(2)アの行政文書中の信号機設置場所の「目標」欄に記載された個人 宅名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報に該当するた め当該箇所を不開示とした。

- 6 審査請求の理由及び決定の妥当性について
- (1) 審査請求の理由

警部補以下の氏名等を条例第8条第2号及び警察職員規則により不開示とすることについて、審査請求人が主張する不服の理由は次の3点である。

ア 原則非公開は違法

「警察の都合では、警察官の氏名を公表することもあるが、公開請求には例外なく、不備な条例規則を盾に『原則非公開』を、説明なしに強行する。ただし、市町村等の行政機関に対しては、その場の御都合主義で対応し、県警統一の公開手続きは存在しない」旨主張する。

イ 非開示理由欄に条文列挙だけでは違法

「県民の行政不服審査法の権利行使を妨げている」旨主張する。

ウ 条例・警察職員規則のどこにも、警察官の氏名を原則非公開とする理由・説明 がない

「いい加減な規則制定」であり、「制定・理由が不明だから運用基準が体を成さなくなる。規則制定能力の弱体化と言わざるを得ない」旨主張する。

なお、上記のとおり審査請求の理由を主張した不開示箇所について、以後説明する。

- (2) 審査請求に係る決定の妥当性について
 - ア 上記6(1)アの主張について
 - (ア) 条例第8条第2号ただし書ハ及び警察職員規則について

条例第8条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するとし、同号前段では「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」について、一定の除外事由がある場合を除き、原則として不開示とすることを定めている。

この除外事由として、同号ただし書いでは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分について開示することを規定している。ただし、括弧書において「(警察職員であって規則で定めるものの氏名を除く。)」と定めている。

「警察職員であって規則で定めるものの氏名」については、警察職員規則で

定めており、条例第8条第2号ただし書いに規定する規則で定める警察職員について、第1号では「警部補以下の階級にある警察官」、第2号では「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と規定しており、警察職員のうち、一定の職にある者の氏名については、条例第8条第2号ただし書いの規定により開示する情報ではない。

また、印影については、社会通念上、氏名と一体のものとして使用されており、氏名と同一視又はこれに準じて取り扱われるべきものと考えられる。

ただし、条例第8条第2号本文に該当する情報であっても、同号ただし書イからニに該当する場合は、公開される情報と規定されている。

(イ) 千葉県警察官の補職及び職について

千葉県警察に勤務する警察官及び警察官以外の職員(一般職員)の補職並びに警察官以外の職員の職を定めた規則である「千葉県警察職員の補職及び職の設置に関する規則」(昭和51年千葉県公安委員会規則第4号)によれば、「警部補以下の階級にある警察官」の職は、「係長」以下の身分に当たる者であり、また、「警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の職員」とは、一般職員の係長以下であり、警部補以下の階級に相当することとなる。

- (ウ) 条例第8条第2号ただし書について
 - a 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について

本件文書中、不開示とした決裁欄の係長枠以下の印影、起案者の氏名、設計書の氏名、手書き記載下の印影、打合せ・協議記録簿の出席者欄の規制課側の氏名は、警部補以下の氏名等であり、条例第8条第2号ただし書いには該当しない。

- b 条例第8条第2号ただし書イ、ロ及び二該当性について
 - (a) 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

警部補以下の氏名等は、法令等の規定により何人にも閲覧を認める等、等しく公開することを認める法令等の規定がない。また、人事異動時には、警部以上の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の警察職員の氏名については公表する慣行があるが、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の警察職員については、人事異動時に氏名を公表せず、また、千葉県職員録にも登載していないことから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。よって、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

(b) ただし書ロ該当性について

警部補以下の氏名等の開示・不開示のいかんにより、人の生命、健康、 生活又は財産の保護に影響を及ぼす情報とは考えられず、公開することが 必要とされるものとは認められない。よって、条例第8条第2号ただし書 口に該当しない。

(c) ただし書二該当性について

本件文書の性質から、食糧費の支出に係る職員氏名の情報とは認められないので、条例第8条第2号ただし書ニに該当しない。

イ 上記6(1)イの主張について

(ア) 条例における理由付記について

開示請求に対する措置として、条例第12条では、開示請求に対する実施機関の応答の義務及び手続を定めている。理由付記について条例第12条第3項では、「請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を書面に記載しなければならない」旨定め、同項の解釈及び運用では、留意点として、

- a 開示しない理由の記載は、実施機関の合理的な判断を確保するとともに、 処分の理由を開示請求者に知らせることにある。理由を記載していない場合 又は不明確な場合の決定は、瑕疵ある処分とみなされる場合もあるため、そ の適用の基礎となった事実関係を踏まえて、不開示情報が明らかにならない 限度でできる限り具体的に記載しなければならない。
- b 条例第8条各号の不開示情報に該当することを理由とする場合には、単に不開示条項のいずれかに該当することを明らかにするだけではなく、事案の内容に応じて、「どの部分(情報)がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示の理由を明らかにする必要がある。」と規定している。付記すべき理由の程度については、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制し、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える主旨であると解されている。
- (イ) 本件決定の理由付記の妥当性について
 - a 不開示理由の記載について

本件文書中に記載された、警部補以下の氏名等について不開示とした具体的な理由付記は次のとおりである。

- (a) 「千葉県情報公開条例第8条第2号及び千葉県情報公開条例第8条第2 号ハの警察職員を定める規則に該当」
- (b) 「警部補以下の警察官の決裁欄の印影及び起案者の氏名、手書き記載下の警部補以下の警察官の印影、打ち合わせ・協議記録簿の出席者欄の規制課側の警部補以下の警察官又は同相当職以下の職にある警察官以外の警察職員の氏名は、千葉県情報公開条例第8条第2号ハの規則で定める警察職員の氏名に該当するため」
- b 妥当性について

本件決定に係る不開示理由は、条例第12条第3項の解釈及び運用に照らし合わせると次のとおり妥当である。

(a) 「どの部分」の該当箇所について

「警部補以下の警察官の決裁欄の印影及び起案者の氏名、手書き記載下の警部補以下の警察官の印影、打ち合わせ・協議記録簿の出 席者欄の規制課側の警部補以下の警察官又は同相当職以下の職にある警察官以外の警察職員の氏名」とし、本件文書中の不開示とする情報を具体的に明記している。

(b) 「どの不開示条項」の該当箇所について

「千葉県情報公開条例第8条第2号及び千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則に該当」とし、本件文書中の情報に適用される条項を具体的に明記している。

(c) 「具体的な不開示の理由」の該当箇所について

「千葉県情報公開条例第8条第2号ハの規則で定める警察職員の氏名に該当するため」とし、本件文書中の不開示とすべき情報が、いかなる事実関係に基づき不開示となるかを明記している。

(ウ) 審査請求人は、不開示理由が「条文列挙」だけであり、「県民の行政不服審査法の権利行使を妨げて」おり「違法」の旨主張する。

しかしながら、上記のとおり、単に条文を付記したにすぎないものではなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる条項を適用して、本件決定がなされたのか条例第5条の規定による開示の請求をしたものに通知する書面(以下「決定通知書」という。)の不開示理由から明らかであり、条例の要請する理由付記として違法性があるとは認められず、実施機関の判断は妥当であり、審査請求人の主張は認められない。

なお、規則制定の理由については、末尾に示すとおりであり、これを決定通知書の不開示理由に付記するとすれば、即ち規則制定の背景を付記することとなり、不開示理由の付記とは主旨が異なるものである。この点、審査請求人が主張するとおり開示時等において再三説明を行っている事実が認められる。

ウ 上記6(1) ウの主張について

審査請求人は、「条例・警察職員規則のどこにも、警察官の氏名を原則非公開とする理由・説明がない」旨主張する。

しかしながら、当該主張は、規則制定の背景や明文規定の範囲に対するものであり、本件決定の開示・不開示の判断に何ら影響を及ぼすものではないため考慮しない。

7 結論

以上のとおり、本件文書中の警部補以下の氏名等は、条例第8条第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しない情報であることは明白であり、また、本件決定の決定通知書に記載した内容は、条例の求める理由付記の要件を満たしていることから、何ら違法、不当な点は認められない。よって、実施機関の決定は適法かつ妥当なものであり、審査請求人の主張は認められない。

8 附言

本件審査請求に係る諮問実施機関の理由説明とは別段、警部補以下の氏名等を不開示とすることにつき、規則制定の理由について次のとおり附言する。

規則制定の背景には、警察業務の特殊性がある。つまり、警察業務の中には、他の一般行政とは異なり、警察法(昭和29年法律第162号)第2条に「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当たることをもってその責務とする。」とあるとおり、犯罪捜査及び警察規制に係る取締り等の目的がある。犯罪捜査、取締り等の警察活動は、相手方の反発・反感を招きやすく、その氏名が明らかになると、警察職員を

標的とする人物等への報復等を容易にし、結果として犯罪捜査への支障や、職員個人及びその家族への危害が生じるおそれがあることから、慣行として公にされている職員以外の職員の氏名は不開示にする必要がある。一般市民にとっては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を企てる個人や組織にとっては、貴重な情報となる。

特に警部補以下の職員については、実働部隊であり、その氏名も慣行として明らかしていないこと、現在は、犯罪捜査に従事していなくても異動により、従事する可能性が大きく、また、過去の職務執行に対する探索的な調査活動など、現在の職務により、氏名の公開・非公開を区分できないことから一律不開示とするのが相当である。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

- 1 本件請求及び本件決定について
 - 本件請求及び本件決定については、諮問実施機関の説明要旨1から4までのとおりである。
- 2 条例第8条第2号について
- (1) 条例第8条第2号本文について

個人のプライバシーの概念が、法的にも社会通念上も未だ明確になっていない状況のもと、個人の権利利益を厳格に保護するため、条例第8条第2号は、広く個人に関する情報について、特定の個人を識別することができる情報及び特定の個人は識別されないが開示することによりなお個人の権利利益を害するおそれのある情報については、ただし書に定めるものに該当する場合を除き、不開示とすることを定めたものであり、条例第8条第2号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない」とする規定の趣旨にも照らし、特に慎重な配慮が求められるものである。

なお、個人情報の判断に当たっては、公務員等に関する情報と公務員以外のものに関する情報とを区別していない。ただし、前者については、その職名・氏名等の情報を条例第8条第2号ただし書いにおいて不開示情報から除外しているものである。

(2) 条例第8条第2号ただし書について

条例第8条第2号ただし書は、条例第8条第2号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報、開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示するものを定めたものである。

- 3 条例第8条第2号該当性について
- (1) 警部補以下の氏名等について
 - ア 条例第8条第2号本文該当性について

実施機関が不開示とした警部補以下の氏名等は、個人の氏名又は印影であることから、条例第8条第2号本文に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書イ該当性について

諮問実施機関に確認したところ、本件文書に記録されている警部補以下の氏名 等を慣行として公にすることはないとのことであり、その他慣行として公にされ、 又は公にすることが予定されているとの特段の事情も認められない。

また、法令等の規定により公にされているとも認められない。

したがって、本件文書に記録されている警部補以下の氏名等は、条例第8条第2号ただし書イに該当しない。

- ウ 条例第8条第2号ただし書ハ該当性について
 - (ア) 本件文書に記録されている警部補以下の氏名等は、「職務の遂行に係る情報」 に該当すると認められる。
 - (4) 条例第8条第2号ただし書への規定により開示することとしている公務員等の氏名には、警察職員であって規則で定めるものの氏名が除かれており、警察職員規則では、第1号において「警部補以下の階級にある警察官」と規定し、第2号において「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と規定している。

実施機関が不開示とした警部補以下の氏名等は、警察職員規則で定められている警察職員の氏名であると認められ、「公務員等の職」及び「当該職務遂行の内容に係る部分」とは認められない。

したがって、本件文書に記録されている警部補以下の氏名等は、条例第8条 第2号ただし書いに該当しない。

- エ 条例第8条第2号ただし書口及び二該当性について 本件文書に記録されている警部補以下の氏名等は、その内容及び性質に照らせば、条例第8条第2号ただし書口及び二に該当しない。
- (2) 実施機関が不開示とした上記(1)以外の個人の氏名及び住所について
 - ア 条例第8条第2号本文該当性について

諮問実施機関の説明要旨2(1)カ、ク及びケ並びに2(2)アの行政文書に記録された個人の氏名及び住所は、個人の氏名及び住所であることから、条例第8条第2号本文に該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書該当性について

諮問実施機関の説明要旨2(1)カ、ク及びケ並びに2(2)アの行政文書に記録された個人の氏名及び住所は、その内容及び性質に照らせば、条例第8条第2号ただし書イ、ロ、ハ及び二に該当しない。

- (3) 写真に撮影されている車両の登録番号について
 - ア 条例第8条第2号本文該当性について

諮問実施機関は、自動車の登録番号が、個人に関する情報であって、自動車の登録番号が認識できる車両の写真は、一定の関係者には当該車両の所有者等が特定し得る情報であり、当該所有者等にとって個人の私生活に関する情報である自身の車両だと特定できる状態の写真が公になることは、当該所有者等が予見出来ないことであり、その様な写真を実施機関が一方的に公にすることは、当該所有者等の権利利益を害するおそれがあると説明するので、以下検討する。

自動車の登録番号は道路運送車両法第19条の規定により周囲から見やすいよ

うに表示しなければならないため、容易に見ることができる状態にあった。

諮問実施機関の説明要旨 2 (1) キの行政文書に含まれている自動車の登録番号を識別することができる車両の写真を実施機関が開示することにより、当該写真の自動車の登録番号から当該車両の所有者等、当該所有者等の近親者、当該車両の保管場所の近隣の住民その他の一定範囲の者に当該車両の所有者等又は運転者(以下「運転者等」という。)が特定されると認められる。

当該写真は、個人の私生活に係る情報である蓋然性が高く、既に自動車の登録番号を除き写真を開示していることから、当該登録番号を開示した場合、当該車両の運転者等の私生活について当該車両の所有者等、当該所有者等の近親者、当該車両の保管場所の近隣の住民その他の一定範囲の者が知ることとなる。

したがって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、 なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第2号本文に 該当する。

イ 条例第8条第2号ただし書該当性について

諮問実施機関の説明要旨2(1)キの行政文書に含まれている写真に撮影されている車両の登録番号は、その内容及び性質に照らせば、条例第8条第2号ただし書イ、ロ、ハ及び二に該当しない。

(4) 交通事故発生月日について

諮問実施機関は、交通事故発生月日は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報又は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。

当審査会事務局職員をして諮問実施機関に確認させたところ、実施機関が不開示とした交通事故発生月日と同種の情報が、千葉県警察 POLICE NET C HIBAのくらしの安全マップの中で、交通事故発生マップとして公表されているとのことであった。

諮問実施機関に確認したところ、交通事故発生マップの運用状況から、本件請求 が行われた時点において実施機関が不開示とした交通事故発生月日を交通事故発生 マップに掲載し、公表していたと考えられるとの説明があった。

当審査会で本件請求が行われた時点の千葉県警察 POLICE NET CH IBAを確認することはできないが、諮問実施機関の説明から、実施機関が不開示とした交通事故発生月日は、本件請求の時点において、少なくとも公にすることが予定されている情報であると認められる。

したがって、実施機関が主張する報道の有無等について検討するまでもなく、条 例第8条第2号に規定する不開示情報に該当しない。

4 条例第8条第3号について

諮問実施機関の説明要旨 2 (1) ウの行政文書に記録されている団体の代表者の印影は、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、これにふさわしい形状を有し、契約書等重要書類に使用するものとして、特別な管理をしている印鑑であるものと推認され、公にすると、団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、団体の代表者の印影は、条例第8条第3号に該当する。

- 5 審査請求人のその他の主張について
- (1) 理由の付記について

審査請求人は、実施機関が不開示とした警察職員の氏名について、「違法な理由説明」では「審査請求の権利行使に支障を来す。」及び「非開示の具体的な判断をせずに非開示決定を行った。」と主張しているので、以下検討する。

条例第12条第3項は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。」としており、条例第12条第1項及び第2項の規定により、決定通知書に不開示の理由を記載することを義務付けている。

この理由付記の程度は、開示請求に係る行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求をした者がその理由を当然知り得るような場合は別として、単に不開示の根拠規定を示すだけでは足りず、条例第8条各号所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならないと解するのが相当である。

当審査会で決定通知書を見分したところ、実施機関が決定通知書に記載した内容は、開示請求者において、条例第8条各号の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものであると認められる。

したがって、本件決定は、条例第12条第3項の定める理由付記の要件を満たしており、取り消さなければならない瑕疵はないと認められる。

(2) その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

実施機関は本件決定1により不開示とした部分のうち、交通事故発生月日に係る部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

年	月	日	処 理 内 容
21.	12.	1 6	諮問書の受理
2 2.	2.	1 0	諮問実施機関の理由説明書の受理
22.	5.	1 4	審査請求人の意見書の受理
22.	1 1.	3 0	審議 諮問実施機関から不開示理由の聴取
2 2.	12.	2 1	審議
2 3.	1.	2 5	審議
23.	2.	2 2	審議
2 3.	3.	2 2	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職業等	備考
泉登茂子	公認会計士	
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
鈴木 牧子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順:平成23年3月22日現在)